

第2期川西町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



目次

- ① 第2期川西町子ども・子育て支援事業計画とは P.1
- ② 子ども・子育てに関する現状と課題 P.2
- ③ 子ども・子育て支援の量の見込み P.3
- ④ 子ども・子育て支援の施策 P.7

令和2年3月
山形県川西町

第2期川西町 子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

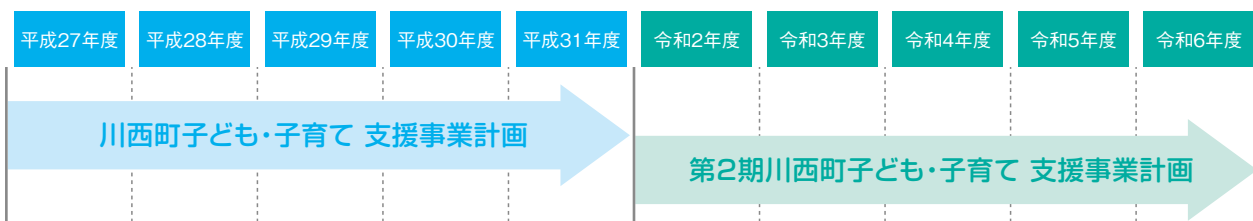
すべての子どもたちが、豊かな環境の中で元気にのびのび育ち、町を愛し、住み続け、暮らしていくことは町民すべての願いです。

本町では、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、平成27年4月からの5年間を計画期間とする「川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定しましたが、令和元年度末をもって満了します。

そこで、この度町における子育て支援に関する課題・ニーズの整理を図り、基本指針の改定等の国や県の動向を踏まえ、「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

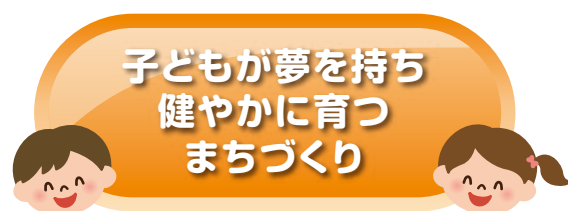
計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画期間中の年度ごとに進捗評価を行い、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合には、計画の中間年（令和4年度）を目安に計画の見直しを検討します。



計画の基本理念

21世紀を生きる子どもたちが、健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのび育ち、町を愛し、誇りを持って住み続けることができるよう、社会全体で子育てを支援する態勢の構築を目指します。



計画の進行管理及び計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立します。

子ども・子育て会議において、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



② 子ども・子育てに関する現状と課題

統計データおよび調査結果からみた子ども・子育てに関する現状

本町の統計データおよび平成30年度に実施したニーズ調査結果からみえた子ども・子育てに関する主な現状は以下の通りです。 ※前回調査…平成25年度調査

年少人口が約7割に減少

平成20年度 2,122人
▶ 平成31年度 1,585人

女性就業率の上昇

就学前児童の母親の**80%以上**、
小学生の母親の**90%以上**が就労中

保護者が就労しているため、事業を利用している方の増加

保護者が現在就労しているため、
教育・保育事業を利用 **91.2%**
(前回調査から14.7ポイント増)

子育てに日常に関わっている方(施設)の変化

祖父母 **49.2%** (前回調査から 8.3 ポイント減)
保育所 **41.1%** (前回調査から 17.9 ポイント増)

放課後児童クラブの利用希望の増加

低学年の間、
放課後児童クラブで過ごさせたい **49.1%**
(前回調査から25.9ポイント増)

高学年の間、
放課後児童クラブで過ごさせたい **26.1%**
(前回調査から10.9ポイント増)



現状の総括・課題

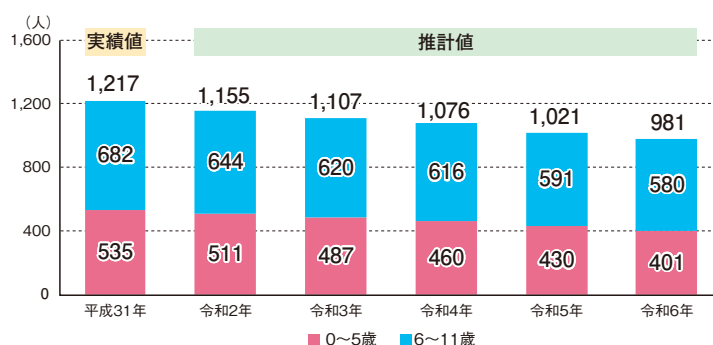
- 近年、急速な少子化の進行や核家族化・高齢化、就労意識や労働環境の変化、地域コミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しているため、子育てを社会全体で支えていく必要があります。
- 女性就業率が高い地域であるため、就業率上昇に対応した受け皿の確保を行っていく必要があります。
- 就労をしているため事業を利用したいと考える保護者が増加していることから、就労している保護者の視点に立った支援を行っていく必要があります。
- 子どもを祖父母ではなく、保育所へ預ける保護者が増加しているため、重要な預け先のひとつとして、保育の質の確保をさらに進めていく必要があります。
- 放課後児童クラブの利用希望が増加しているため、子どもが安心して過ごせる場所の確保をさらに進めていく必要があります。

③ 子ども・子育て支援の量の見込み

子ども人口の推計

子ども人口の推計について、0～5歳では令和2年には511人、令和6年には401人と推計され、6～11歳では令和2年には644人、令和6年には580人と推計されます。

平成31年から令和6年にかけての子ども人口の推移をみると、0～5歳は平成31年の約7割、6～11歳は平成31年の約9割に減少すると予測されます。



資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

教育・保育事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。



《量・質の確保策》※一部抜粋

- 適切に量を見込み、確保の内容について検討していきます。
- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事による指導・助言の強化を検討します。
- 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を図ります。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは保護者の就労や何らかの理由で、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の総称です。

《量・質の確保策》※一部抜粋

- 0～2歳児の受け入れを確保するため、適正な体制を整えます。
- 保育人材の確保に向け、就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援等の実施を検討します。
- 保護者の就労等により、お子さんを休日等も預けたいご家庭のニーズに対応し、支援体制の拡大を図ります。



教育・保育事業の量の見込み



教育・保育事業ニーズ量の見込みは、国が示す手引きを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込みを算出しました。

■就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みと提供体制

			就学前児童					
			町内の施設を利用			町外の施設を利用		
			1号(人)	2号(人)	3号(人)	1号(人)	2号(人)	3号(人)
令和2年度	必要利用者数(①)		130	139	147	3	14	18
	提供体制 (②)	施設型給付	220	144	128	3	14	18
		地域型保育給付			19			0
	②-①		90	5	0	0	0	0
令和3年度	必要利用者数(①)		131	141	130	3	14	16
	提供体制 (②)	施設型給付	220	144	128	3	14	16
		地域型保育給付			19			0
	②-①		89	3	17	0	0	0
令和4年度	必要利用者数(①)		120	129	128	3	13	16
	提供体制 (②)	施設型給付	220	144	128	3	13	16
		地域型保育給付			19			0
	②-①		100	15	19	0	0	0
令和5年度	必要利用者数(①)		109	116	122	3	12	16
	提供体制 (②)	施設型給付	220	144	128	3	12	16
		地域型保育給付			19			0
	②-①		111	28	25	0	0	0
令和6年度	必要利用者数(①)		97	104	122	2	10	16
	提供体制 (②)	施設型給付	220	144	128	2	10	16
		地域型保育給付			19			0
	②-①		123	40	25	0	0	0

■教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	●幼稚園 ●認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	●保育所 ●認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育

■施設等利用給付の認定区分

認定区分	対象者	対象施設
新1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	●幼稚園 ●特別支援学校等
新2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	●認定こども園 ●幼稚園 ●特別支援学校 ●認可外保育施設
新3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども うち住民税非課税世帯の子ども (保育を必要とする子ども)	●預かり保育事業 ●一時預かり保育事業 ●病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業として、以下の事業を実施します。



利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に必要な保育を実施します。

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

病児保育事業

自宅での安静を必要とする場合、仕事や冠婚葬祭などの理由から家庭で保育することができない保護者に代わって一時的に保育を実施します。

放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

放課後児童クラブでは保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の学童教室、地区交流センター、町公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。放課後子ども教室では学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進します。

ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を定期的に確認するために、医師の診察や各種計測・検査を行います。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、国が示す手引きを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込みを算出しました。

■就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単 位	実 績	見 込	推 計				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	2,568	2,556	2,659	2,734	2,808	2,883	2,957
乳児家庭 全戸訪問事業	人	65	69	67	65	65	63	61
養育支援訪問事業	人	22	10	13	12	11	10	10
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	20,464	13,016	13,777	14,769	14,354	13,851	13,122
その他の一時預かり	人日	57	54	69	73	78	83	88
延長保育事業	人日	587	424	436	448	461	474	487
病児保育事業	人日	467	473	479	485	491	497	503
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)								
小学1年生	人	56	58	53	51	54	53	53
小学2年生	人	51	65	71	60	58	60	60
小学3年生	人	39	52	44	48	41	40	41
小学4年生	人	34	29	35	30	33	28	27
小学5年生	人	18	28	23	29	24	27	23
小学6年生	人	12	16	14	12	15	13	13
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	人日	26	35	25	28	32	35	38
妊婦健康診査	人	120	114	124	127	129	128	125

④ 子ども・子育て支援の施策



施策の体系図

本町では以下の施策の体系ごとに様々な子ども・子育てに関する支援を実施していきます。

基本理念

子どもが夢を持ち健やかに育つ まちづくり

子ども・
子育て支援の
事業展開

《基本目標》

《推進施策》

地域における子育ての支援

教育・保育事業の提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

その他の
施策展開

1 母性並びに乳幼児などの
健康の保持増進

- ① 子どもや母親の健康の保持増進
- ② 「食育」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 医療の充実

2 子どもの心身の
健やかな成長に資する
教育環境の整備

- ① 次代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

3 子育てを支援する
生活環境の整備

- ① 良質な住宅環境の確保
- ② 安全な道路交通環境の整備
- ③ 安心して外出できる環境の整備
- ④ 安全・安心なまちづくりの推進等

4 仕事と家庭の両立の推進

- ① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立の支援

5 子ども等の安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保する活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進
- ③ 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの支援

6 要保護児童への対応など
きめ細かな取り組みの推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 母子・父子家庭への自立支援の推進
- ③ 障がいのある子どもと家庭への支援

《施策の視点》

- ① 子どもの視点
- ② 次代の担い手という視点
- ③ 子育て支援の利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 仕事と生活の調和実現の視点
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦ 子育て支援の適正な提供の視点
- ⑧ 子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもや家庭への支援の視点
- ⑨ 「持続可能」の視点